原 産 品 申 告 明 細 書

（RCEP協定）

|  |
| --- |
| 1. 仕入書の番号及び日付
 |
| 2. 原産品申告書における産品の番号 | 3. 産品の関税分類番号 |
| 4. 適用する原産性の基準□WO　□PE　□CTC・□RVC・□CR　□ACU　□DMI |
| 5. RCEP原産国 |
| 6. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすこと及び上記5.のRCEP原産国の決定に関する説明 |
| 7. 上記6．の説明に係る証拠書類の保有者□生産者、□輸出者、□輸入者 |
| 8. その他の特記事項 |
| 9. 作成者　氏名又は名称及び住所又は居所　　　　　　　　　　（代理人の氏名又は名称及び住所又は居所）　　　　　　　作成日　　　年　　　　月　　　　日 |

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、CTC: 関税分類変更基準、RVC: 付加価値基準（域内原産割合）、CR: 加工工程基準（化学反応）、ACU: 累積、DMI: 僅少の非原産材料

（規格Ａ４）

記　載　要　領

1. 原産品申告明細書は、原産品申告書の産品毎に作成する。
2. 「原産品申告書における産品の番号」欄には、原産品申告書中「産品の概要」における産品の欄の番号等、原産品申告書に係る内容との同一性が確認できる事項を記載すること。
3. 「適用する原産性の基準」欄において、適用する基準にチェックを付す。
4. 「上記4.で適用した原産性の基準を満たすこと及び上記5.のRCEP原産国の決定に関する説明」の欄には、適用する原産性の基準を満たしていることの説明及びRCEP原産国を示すために必要となる以下のような事実を記載。

（注１）以下の記述は例示であり、どのように原産性の基準を満たしているのかについての説明が記載されたものであれば、以下の例示に限定されるものではないので留意。

* 完全生産品：協定第３・２条(a)に規定する一の締約国において完全に得られ、又は生産された産品であることを確認できる事実
* 原産材料のみから生産される産品：協定第３・３条(b)に規定する一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産された産品であることを確認できる事実
* 品目別規則を満たす産品：品目毎に定められた原産地基準を満たしていることを確認できる事実
* 関税分類変更基準(CTC）：全ての非原産材料の関税率表番号と産品の関税率表番号との間に特定の変更があることが確認できる事実

（注２）適用する協定によりHSのバージョンが異なること、及び、適用する品目別規則に応じた関税率表番号の桁数とすることに留意。また、例えば、４桁変更の品目別規則を適用しようとする産品に係る非原産材料について、他の類（２桁）からの変更があることが確認できる場合には、当該非原産材料の関税率表番号の記載は２桁までで足りるので留意。

* 付加価値基準（域内原産割合）(RVC)：協定第３・５条に規定する計算式を用いて、特定の付加価値を付けていることが確認できる事実

（注３）計算に使用する原産材料及び非原産材料の価額とは輸出締約国における価額とし、非原産（一次）材料の価額は輸出締約国に輸入された際のCIF価額である。これらの価額が不明な場合には当該材料を産品の生産者が仕入れた価額とする。また、例えば、全ての非原産材料のCIF価額の確認ができない場合に、確認できる原産材料の仕入価額等を用いて付加価値基準を満たすことが合理的に証明できるときは、当該非原産材料のCIF価額を記載させる必要はないので留意。

* 加工工程基準（化学反応）(CR)：協定附属書３Ａの頭注７(f)に規定する化学反応が行われていることが確認できる事実
* その他の原産性の基準：輸入しようとする産品が適用する協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実

（注４）「原産性の基準を満たすことの説明」欄への記入にあたり、記載しきなれない場合は、別添のとおりとして、別の紙にその説明となる事実を記載し、提出することも可。

（注５）上記の事実について、既存の資料がある場合には、当該資料に5.欄以外の事項を付記したものを提出することも可。

* RCEP原産国の決定に係る事実： 詳細は税関ＨＰ・原産地規則ポータル参照。

（注６）協定附属書Ⅰの日本国の関税に係る約束の表の付録に該当する品目の場合、産品の統計品目番号を９桁で記載すること。

1. 本明細書は、輸入者、輸出者又は生産者が作成することができる。また、輸入者に代えて輸入者の代理人が作成することができる。